

財形給付金ファンド

運用報告書(全体版)

第50期

(決算日 2025年11月19日)

(作成対象期間 2024年11月20日～2025年11月19日)

受益者のみなさまへ

毎々、格別のご愛顧にあずかり厚くお礼申し上げます。

当ファンドは、勤労者のみなさまの財産づくりのお役に立ちますよう、《大和アセットマネジメント》が公社債に投資し、安定した収益の確保をめざしております。当作成期につきましてもそれに沿った運用を行ないました。ここに、運用状況をご報告申し上げます。

今後とも一層のお引立てを賜りますよう、お願い申し上げます。

★当ファンドの仕組みは次の通りです。

商品分類	追加型投信／国内／債券
信託期間	無期限（設定日：1975年11月20日）
主要投資対象	公社債
分配方針	運用による収益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、分配は行ないません。

大和アセットマネジメント

Daiwa Asset Management

大和アセットマネジメント株式会社
東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
お問い合わせ先（コールセンター）
TEL 0120-106212
(営業日の9:00～17:00)
<https://www.daiwa-am.co.jp/>

最近5期の運用実績

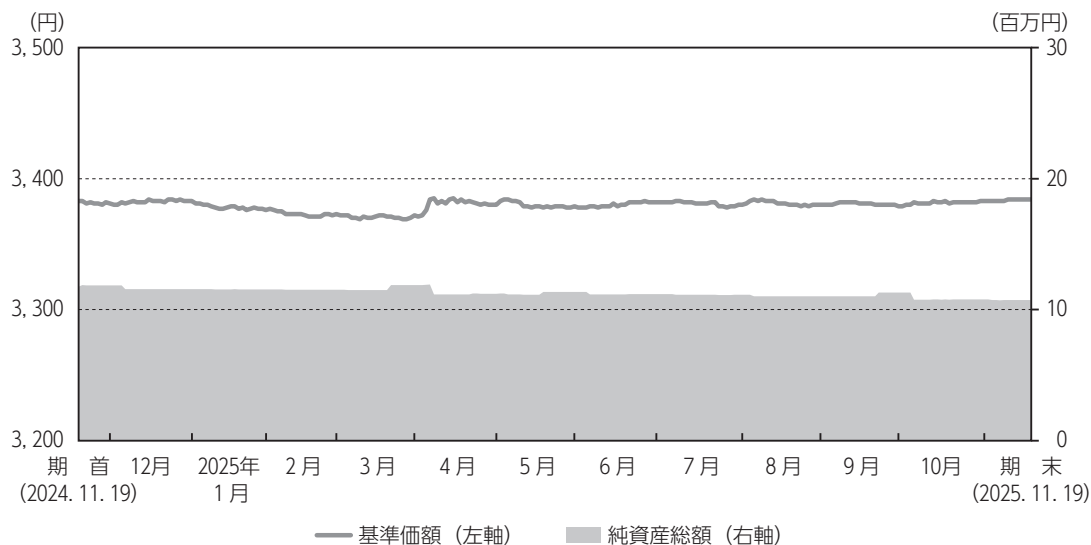
決 算 期	基 準	価 額	公 社 債 組 入 比 率	純 資 産 総 額
		期 中 騰 落 率		
	円	%	%	百万円
46期末(2021年11月19日)	3,422	△ 0.2	67.9	13
47期末(2022年11月19日)	3,412	△ 0.3	89.2	13
48期末(2023年11月19日)	3,406	△ 0.2	77.6	12
49期末(2024年11月19日)	3,383	△ 0.7	88.3	11
50期末(2025年11月19日)	3,384	0.0	78.3	10

(注 1) 公社債組入比率は新株予約権付社債券（転換社債券）および債券先物を除きます。
(注 2) 当ファンドは安定した収益の確保をはかることを目的として運用を行っており、ベンチマークおよび参考指数はありません。



運用経過

基準価額等の推移について



■基準価額・騰落率

期首：3,383円

期末：3,384円

騰落率：0.0%

■基準価額の主な変動要因

主として邦貨建ての公社債に投資した結果、利息収入がプラス要因となった一方で、金利上昇に伴う債券価格の下落がマイナス要因となり、基準価額はおおむね横ばいとなりました。

財形給付金ファンド

年 月 日	基 準	価 額	公 組 社 入 比 債 率
		騰 落 率	
(期首) 2024年11月19日	円	%	%
	3, 383	—	88. 3
11月末	3, 381	△ 0. 1	87. 6
12月末	3, 383	0. 0	72. 5
2025年 1 月末	3, 376	△ 0. 2	72. 5
2 月末	3, 373	△ 0. 3	72. 5
3 月末	3, 372	△ 0. 3	70. 4
4 月末	3, 380	△ 0. 1	74. 7
5 月末	3, 379	△ 0. 1	73. 8
6 月末	3, 382	△ 0. 0	75. 0
7 月末	3, 380	△ 0. 1	75. 3
8 月末	3, 380	△ 0. 1	76. 1
9 月末	3, 379	△ 0. 1	74. 2
10月末	3, 383	0. 0	77. 9
(期末) 2025年11月19日	3, 384	0. 0	78. 3

(注) 騰落率は期首比。

投資環境について

(2024. 11. 20 ~ 2025. 11. 19)

国内債券市況

国内債券市場では、金利は上昇（債券価格は下落）しました。

当作成期首より、国内金利はおおむね横ばいで推移しましたが、2025年に入ってから日銀の利上げなどを受け、国内金利は上昇しました。4月に入ると、トランプ米国政権が発表した相互関税による世界経済の下振れリスクが懸念され、国内金利は低下（債券価格は上昇）しました。その後は、貿易交渉の進展や財政悪化懸念の高まりなどを背景に、国内金利は上昇しました。

前作成期末における「今後の運用方針」

価格変動リスクが相対的に小さい短中期債を中心に投資し、安定した収益の確保をめざした運用を行います。

ポートフォリオについて

(2024. 11. 20 ~ 2025. 11. 19)

価格変動リスクが相対的に小さい短中期債を中心に投資し、安定した収益の確保をめざした運用を行いました。ポートフォリオの構築にあたっては、地方債を中心に組み入れを行いました。

ベンチマークとの差異について

当ファンドは運用の評価または目標基準となるベンチマークおよび参考指数を設けておりません。



今後の運用方針

価格変動リスクが相対的に小さい短中期債を中心に投資し、安定した収益の確保をめざした運用を行います。

1千口当りの費用の明細

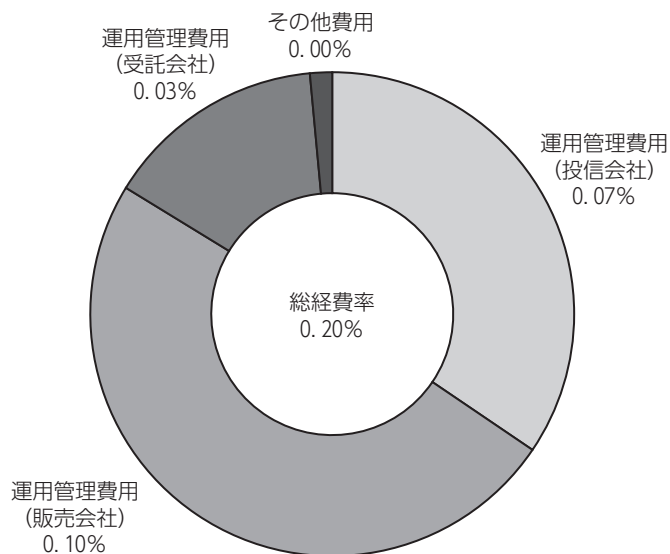
項 目	当 期 (2024. 11. 20～2025. 11. 19)		項 目 の 概 要
	金 額	比 率	
信 託 報 酬	7円	0. 200%	信託報酬＝1千口当り元本×信託報酬率 当作成期中の平均基準価額は3,380円です。
(投 信 会 社)	(2)	(0. 070)	投信会社分は、ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、法定書面等の作成等の対価
(販 売 会 社)	(3)	(0. 100)	販売会社分は、運用報告書等各種書類の送付、口座内での各ファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
(受 託 会 社)	(1)	(0. 030)	受託会社分は、運用財産の管理、投信会社からの指図の実行の対価
売買委託手数料	—	—	売買委託手数料＝当作成期中の売買委託手数料／当作成期中の平均受益権口数 売買委託手数料は、有価証券等の売買の際、売買仲介人に支払う手数料
有価証券取引税	—	—	有価証券取引税＝当作成期中の有価証券取引税／当作成期中の平均受益権口数 有価証券取引税は、有価証券の取引の都度発生する取引に関する税金
そ の 他 費 用	0	0. 003	その他費用＝当作成期中のその他費用／当作成期中の平均受益権口数
(監 査 費 用)	(0)	(0. 003)	監査費用は、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用
合 計	7	0. 203	

- (注 1) 当作成期中の費用（消費税のかかるものは消費税を含む）は追加、解約によって受益権口数に変動があるため、項目の概要の簡便法により算出した結果です。
- (注 2) 各金額は項目ごとに円未満を四捨五入してあります。
- (注 3) 各比率は1千口当りのそれぞれの費用金額を当作成期中の平均基準価額で除して100を乗じたもので、小数点第3位未満を四捨五入してあります。
- (注 4) 組み入れているマザーファンドがある場合、売買委託手数料、有価証券取引税およびその他費用は、当該マザーファンドが支払った金額のうち、このファンドに対応するものを含みます。組み入れている投資信託証券（マザーファンドを除く。）がある場合、各項目の費用は、当該投資信託証券が支払った費用を含みません。なお、当該投資信託証券の直近の計算期末時点における「1万口当りの費用の明細」が取得できるものについては「組入上位ファンドの概要」に表示することとしております。

参考情報

■総経費率

当作成期中の運用・管理にかかった費用の総額を、期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額（1口当り）を乗じた数で除した総経費率（年率）は0.20%です。



(注1) 1千口当りの費用明細において用いた簡便法により算出したものです。

(注2) 各費用は、原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。

(注3) 各比率は、年率換算した値です。

財形給付金ファンド

■売買および取引の状況

公 社 債

(2024年11月20日から2025年11月19日まで)

		買 付 額	売 付 額
		千円	千円
国内	地方債証券	—	—
		(	2,000)

(注1) 金額は受渡し代金（経過利子分は含まれておりません）。
(注2) ()内は償還による減少分で、上段の数字には含まれておりません。
(注3) 単位未満は切捨て。

■利害関係人との取引状況等

当作成期中における利害関係人との取引はありません。

■組入資産明細表

(1)国内（邦貨建）公社債（種類別、新株予約権付社債券（転換社債券）を除く）

作 成 期		当 期				末		
区 分	額 面 金 額	評 価 額	組入比率	うちB格以下組入率	残 存 期 間 別 組 入 比 率			
					5年以上	2年以上	2年未満	
	千円	千円	%	%	%	%	%	
国債証券	1,000	994	9.3	—	—	—	9.3	
地方債証券	5,500	5,421	50.5	—	—	18.3	32.2	
特殊債券（除く金融債券）	2,000	1,983	18.5	—	—	—	18.5	
合 計	8,500	8,398	78.3	—	—	18.3	60.0	

(注1) 組入比率は、純資産総額に対する評価額の割合。
(注2) 額面金額、評価額の単位未満は切捨て。
(注3) 評価額および格付情報については金融商品取引業者、価格情報会社等よりデータを入手しています。

(2)国内（邦貨建）公社債（銘柄別、新株予約権付社債券（転換社債券）を除く）

		当 期			末	
区 分		銘 柄	年 利 率	額 面 金 額	評 価 額	償還年月日
国債証券		149 5年国債	0.0050 %	1,000 千円	994 千円	2026/09/20
種 別 小 計	銘 柄 数	1銘柄				
	金 額			1,000	994	
地方債証券		412 大阪府公債	0.0600	1,000	993	2026/09/29
		65 川崎市5年	0.1050	1,500	1,480	2027/06/18
		29-2 大分県公債	0.2050	1,000	984	2027/10/29
		29-1 三重県公債	0.2100	1,000	983	2027/12/24
		5-4 千葉県5年	0.2650	1,000	980	2028/05/25
種 別 小 計	銘 柄 数	5銘柄				
	金 額			5,500	5,421	
特殊債券（除く金融債券）		297 政保道路機構	0.0850	1,000	991	2026/12/28
		300 政保道路機構	0.1150	1,000	991	2027/01/29
種 別 小 計	銘 柄 数	2銘柄				
	金 額			2,000	1,983	
合 計	銘 柄 数	8銘柄				
	金 額			8,500	8,398	

(注) 単位未満は切捨て。

■投資信託財産の構成

項 目	2025年11月19日現在 当 期 末	
	評 価 額	比 率
	千円	%
公社債	8,398	78.2
コール・ローン等、その他	2,339	21.8
投資信託財産総額	10,738	100.0

(注) 評価額の単位未満は切捨て。

■資産、負債、元本および基準価額の状況

項 目	当 期 末
(A) 資産	10,738,118円
コール・ローン等	2,336,040
国債証券 (評価額)	994,120
地方債証券 (評価額)	5,421,176
特殊債券 (評価額)	1,983,132
未収利息	3,650
(B) 負債	11,260
未払信託報酬	11,076
その他未払費用	184
(C) 純資産総額 (A－B)	10,726,858
元本	3,169,700
次期繰越損益金	7,557,158
(D) 受益権総口数	3,169,700口
1千口当り基準価額 (C／D)	3,384円

* 期首における元本額は3,478,792円、当作成期間中における追加設定元本額は773,863円、同解約元本額は1,082,955円です。
* 当期末の計算口数当りの純資産額は3,384円です。

■損益の状況

項 目	当 期
(A) 受取利息等収益	23,523円
受取利息	23,523
(B) 有価証券売買損益	△ 19,920
売買損	△ 19,920
(C) 有価証券評価差損益	25,222
(D) 信託報酬等	△ 22,815
(E) 当期損益金 (A + B + C + D)	6,010
(F) 前期繰越損益金	8,288,853
(G) 解約差損益金	△ 2,576,750
(H) 追加信託差損益金	1,839,045
(I) 合計 (E + F + G + H)	7,557,158
次期繰越損益金 (I)	7,557,158

(注1) 有価証券評価差損益は、有価証券の期末の評価損益と期首との差額です。
(注2) 信託報酬等の信託報酬の総額は、純資産総額に年0.20%の率を乗じて得た額とし、経過日数に応じて日割計上したものです。
(注3) 解約差損益金とは、一部解約時の解約価額と元本との差額をいい、元本を下回る場合は利益として、上回る場合は損失として処理されます。
(注4) 追加信託差損益金とは、追加信託金と元本との差額をいい、元本を下回る場合は損失として、上回る場合は利益として処理されます。

《お知らせ》

■運用報告書にかかる信託約款の条文変更について

2025年4月1日付の投資信託及び投資法人に関する法律の改正により、運用報告書にかかる規定が変更されたため、運用報告書にかかる信託約款の条文を以下のとおり変更しました。(下線部を変更)

<変更前>

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

- ①委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。
- ②前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

<変更後>

(運用状況にかかる情報の提供)

- ①委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項にかかる情報を電磁的方法により提供します。
- ②前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行なうものとします。

2023年11月に「投資信託及び投資法人に関する法律」の一部改正が行われ、交付運用報告書については書面交付を原則としていた規定が変更されました。本件により、デジタル化の推進を通じて顧客の利便性向上を図るとともに、ペーパーレス化による地球環境の保全など、サステナビリティへの貢献に繋がるものと捉えております。今後も顧客本位の業務運営を確保しつつ、電磁的方法での情報提供を進めてまいります。